

一、相关新法令、新政策

I [关于发布《鼓励进口技术和产品目录》的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、商务部

【发布文号】发改工业〔2007〕2515号

【发布日期】2007-09-27

【实施日期】2007-09-22

【提 示】根据该通知，企业进口《鼓励进口技术和产品目录》内的技术和产品，可以按照《进口贴息资金管理暂行规定》享受贴息政策。《鼓励进口技术和产品目录》包括鼓励引进（买断、许可或合作开发等方式）的先进技术、鼓励进口的重要装备、鼓励发展的重点行业、鼓励进口资源性产品和原材料四个部分。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于发布《鼓励进口技术和产品目录》的通知

<http://www.jhftec.gov.cn/ReadNews.asp?NewsID=3494>

进口贴息资金管理暂行规定

<http://www.yftec.gov.cn/newsshow.aspx?artid=852>

I [中华人民共和国禁毒法](#)

【发布单位】第十届全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】中华人民共和国主席令第79号

【发布日期】2007-12-29

【实施日期】2008-06-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-12/29/content_847311.htm

I [关于修改《中华人民共和国道路交通安全法》的决定](#)

【发布单位】第十届全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】中华人民共和国主席令第81号

【发布日期】2007-12-29

【实施日期】2008-05-01

【提 示】该决定减轻了机动车与非机动车驾驶人、行人之间发生交通事故，非机动车驾驶人、行人有过错时，机动车一方的赔偿责任。根据该决定，机动车发生交通事故造成人身伤亡、财产损失的，按照以下规定解决赔偿问题：

一、関連する新法令、新政策

I [「輸入奨励技術と製品目録」発布についての通知](#)

【発布機関】国家発展改革委員会、財政部、商務部

【発布番号】発改工業〔2007〕2515号

【発布日】2007-09-27

【施行日】2007-09-22

【コメント】本通知によると、企業が「輸入奨励技術と製品目録」中の技術と製品を輸入する場合、「輸入手形割引資金管理暫定規定」に基づき手形割引措置を受けることができる。「輸入奨励技術と製品目録」には導入を奨励する（買い切り、許諾、又は提携開発等の方式）先端技術、輸入が奨励される重要な設備、発展が奨励される重要な業種、輸入が奨励される資源性製品と原材料の4つの部分が含まれる。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。

「輸入奨励技術と製品目録」発布についての通知

<http://www.jhftec.gov.cn/ReadNews.asp?NewsID=3494>

輸入手形割引資金管理暫定規定

<http://www.yftec.gov.cn/newsshow.aspx?artid=852>

I [中華人民共和國藥物禁止法](#)

【発布機関】第十期全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】中華人民共和國主席令第79号

【発布日】2007-12-29

【施行日】2008-06-01

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-12/29/content_847311.htm

I [「中華人民共和國道路交通安全法」改正についての決定](#)

【発布機関】第十期全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】中華人民共和國主席令第81号

【発布日】2007-12-29

【施行日】2008-05-01

【コメント】本決定はエンジン付車両と非エンジン付車両の運転者、通行人との間で交通事故が発生した際の、非エンジン付車両の運転者ならびに通行人に過失があった場合のエンジン付車両側の賠償責任を軽減している。本決定によると、エンジン付車両が交通事故を起こし、人身の死傷や財産の損害を招いた場合、次の規定に従い賠償事項を解決する。

責任 限額 内 的 部 分	n 在机动车第三者责任强制保险责任限额范围内的,由保险公司赔偿;责任限额范围外的部分,按照以下方式确定。
責任 限額 外 的 部 分	机动车之间的交通事故: n 有过错的一方承担赔偿责任; n 双方都有过错的,按照各自过错的比例分担责任。
	机动车与非机动车驾驶人、行人之间的交通事故: n 非机动车驾驶人、行人没有过错的,由机动车一方承担赔偿责任; n 有证据证明非机动车驾驶人、行人有过错的,根据过错程度适当减轻机动车一方的赔偿责任; n 机动车一方没有过错的,承担不超过百分之十的赔偿责任。 n 交通事故的损失是由非机动车驾驶人、行人故意碰撞机动车造成的,机动车一方不承担赔偿责任。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2007-12/29/content_847368.htm

責任 限 度 額 内 の 部 分	n エンジン付車両の第三者責任強制保険責任限度額の範囲内ものは、保険会社が賠償し、責任限度額範囲外部分は、次の方法によって確定する。
責任 限 度 額 外 の 部 分	エンジン付車両同士の交通事故の場合: n 過失のある側が賠償責任を負う。 n 双方とも過失がある場合、各自の過失の割合に応じて責任を負う。
	エンジン付車両と非エンジン付車両の運転者、通行人と間の交通事故の場合: n 非エンジン付車両の運転者、通行人に過失がない場合、エンジン付車両側が賠償責任を負う。 n 非エンジン付車両の運転者、通行人に過失があるという証拠がある場合、過失の割合に応じてエンジン付車両側の賠償責任を適切に軽減する。 n エンジン付車両側に過失がない場合は、10%を超えない範囲で賠償責任を負う。 n 交通事故による損害が非エンジン付車両の運転者、通行人がエンジン付車両に故意に衝突して発生したものである場合、エンジン付車両側は賠償責任を負わない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2007-12/29/content_847368.htm

I 中华人民共和国科学技术进步法

【发布单位】第十届全国人民代表大会常务委
【发布文号】中华人民共和国主席令第 82 号
【发布日期】2007-12-29
【实施日期】2008-07-01
【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2007-12/29/content_847331.htm

I 中華人民共和國科學技術進步法

【発布機関】第十期全国人民代表大会常務委員會
【発布番号】中華人民共和國主席令第 82 号
【発布日】2007-12-29
【施行日】2008-07-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2007-12/29/content_847331.htm

I 土地登记办法

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令第 515 号
【发布日期】2007-12-30
【实施日期】2008-02-01
【提 示】根据该办法:

適用 範圍	n 国有土地使用权、集体土地所有权、集体土地使用权和土地抵押权、地役权以及依照法律法规规定需要登记的其他土地权利的登记及变更、注销。
登記 機關	n 土地所在地的县级以上人民政府; n 但土地抵押权、地役权由县级以上人民政府国土资源行政主管部门登记。

I 土地登記弁法

【発布機関】國務院
【発布番号】國務院令第 515 号
【発布日】2007-12-30
【施行日】2008-02-01
【コメント】本弁法によると次の通りである。

適用 範圍	n 国有土地使用权、集团土地所有权、集团土地使用权ならびに土地抵押权、地役权、および法律法规の規定に基づき登記が必要な其他土地権利の登記および変更、取消。
登記 機關	n 土地の所在地の県レベル以上の人民政府 n ただし、土地の抵押权、地役权は県レベル以上の人民政府の国土资源行政主管部门が登記を行う。

登 记 人	<ul style="list-style-type: none"> n 土地登记应当由当事人共同申请; n 但符合以下情形的,可以单方申请.: <ul style="list-style-type: none"> - 土地总登记; - 国有土地使用权、集体土地所有权、集体土地使用权的初始登记; - 因继承或者遗赠取得土地权利的登记; - 因人民政府已经发生法律效力的土地权属争议处理决定而取得土地权利的登记; - 因人民法院、仲裁机构已经发生法律效力的法律文书而取得土地权利的登记; - 更正登记或者异议登记; - 名称、地址或者用途变更登记; - 土地权利证书的补发或者换发; - 其他依照规定可以由当事人单方申请的情形。
不 予 登 记 的 情 形	<ul style="list-style-type: none"> n 土地权属有争议的; n 土地违法违规行为尚未处理或者正在处理的; n 未依法足额缴纳土地有偿使用费和其他税费的; n 申请登记的土地权利超过规定期限的; n 其他依法不予登记的。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2008-01/03/content_849402.htm

I 关于推进企业债券市场发展、简化发行核准程序有关事项的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】发改财金〔2008〕7号
【发布日期】2008-01-02
【提 示】该通知对中国境内注册的具有法人资格的企业发行债券的核准程序进行改革,将先核定规模、后核准发行两个环节,简化为直接核准发行一个环节。该通知还规定了企业发行债券的申请文件、申请和核准程序、募集资金用途的限制等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2008tongzhi/t20080104_183406.htm

登 记 者	<ul style="list-style-type: none"> n 土地登记是当事者共同で申請しなければならない。 n ただし、次に掲げる状況に適合する場合は、一方による申請が可能である。 <ul style="list-style-type: none"> - 土地総登記 - 国有土地使用权、集团土地所有权、集团土地使用权の初期登記 - 相続または遺贈により取得した土地権利の登記 - 人民政府が法的効力のすでに発生しているという土地権利帰属紛争処理についての決定をしたことで取得した土地権利の登記 - 人民法院、仲裁機関による法的効力がすでに発生しているという法律文書によって取得した土地権利の登記 - 更正登記または異議登記 - 名称、住所または用途変更登記 - 土地権利証書の再発行または更新発行 - 規定に基づき当事者一方による申請が可能その他の状況
登 記 を 受 理 し ない 状 況	<ul style="list-style-type: none"> n 土地権利帰属を巡って争いがある場合 n 土地についての違法規則違反行為が未処理か、または処理中の場合 n 法に基づき土地の有償使用料またはその他の税金費用が完納していない場合 n 登記申請した土地の権利が所定の期限を過ぎている場合 n 法に基づき登記を受理しないその他の状況

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2008-01/03/content_849402.htm

I 企業債券市場の発展を推進し、許可書発行手続を簡素化することについての通知

【発布機関】国家發展改革委員會
【発布番号】発改財金〔2008〕7号
【発布日】2008-01-02
【コメント】本通知は中国国内で登録した法人資格をもつ企業が債券を発行するにあたっての許可書発行手続について改革を行い、先に規模を審査し、後で許可書を発行するという2ステップの手続を、直接に許可書を発行するという1ステップの手続へと簡素化した。本通知は企業が債券を発行する場合の申請書類、申請および許可手続、募集した資金用途の制限などについて規定を設けている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2008tongzhi/t20080104_183406.htm

I 关于职工全年月平均工作时间和工资折算问题的通知

【发布单位】劳动和社会保障部
【发布文号】劳社部发〔2008〕3号
【发布日期】2008-01-03
【法令全文】

关于职工全年月平均工作时间和工资折算问题的通知
劳社部发〔2008〕3号

各省、自治区、直辖市劳动和社会保障厅（局）：

根据《全国年节及纪念日放假办法》（国务院令 第 513 号）的规定，全体公民的节日假期由原来的 10 天增设为 11 天。据此，职工全年月平均制度工作天数和工资折算办法分别调整如下：

一、制度工作时间的计算

年工作日：365 天-104 天（休息日）-11 天（法定节假日）=250 天

季工作日：250 天÷4 季=62.5 天/季

月工作日：250 天÷12 月=20.83 天/月

工作小时数的计算：以月、季、年的工作日乘以每日的 8 小时。

二、日工资、小时工资的折算

按照《劳动法》第五十一条的规定，法定节假日用人单位应当依法支付工资，即折算日工资、小时工资时不剔除国家规定的 11 天法定节假日。据此，日工资、小时工资的折算为：

日工资：月工资收入÷月计薪天数

小时工资：月工资收入÷（月计薪天数×8 小时）。

月计薪天数=（365 天-104 天）÷12 月=21.75 天

三、2000 年 3 月 17 日劳动保障部发布的《关于职工全年月平均工作时间和工资折算问题的通知》（劳社部发〔2000〕8 号）同时废止。

劳动和社会保障部
二〇〇八年一月三日

备注：

查看该通知全文，您也可以点击以下网址：

http://www.gov.cn/zwqk/2008-01/10/content_855099.htm

I 従業員の一年間における月間の平均就業時間と給与換算についての通知

【発布機関】労働社会保障部
【発布番号】労社部発〔2008〕3 号
【発布日】2008-01-03
【法令全文】

従業員の一年間における月間の平均就業時間と給与換算についての通知
労社部発〔2008〕3 号

各省、自治区、直辖市労働社会保障庁（局）に宛てる：

「全国年節および記念日休暇弁法」（国务院令 第 513 号）の規定により、全公民の祝日休暇は従来 10 日から 11 日に増えた。よって、従業員の一年間における平均の就業日数と給与換算方法をそれぞれ次のように調整する。

一、就業時間の計算について

年間就業日数：365 日-104 日（週休日）-11 日（法定休日）=250 日

四半期の就業日数：250 日÷四=62.5 日/四半期

月間就業日数：250 日÷12 ヶ月=20.83 日/ヶ月

就業時間数の計算：月間、四半期間、年間の就業日×8 時間/日。

二、日給、時給の換算

「労働法」第 51 条の規定によると、法定休日に事業主が法に基づき給与を支給する場合、日給・時給を換算する際には国が規定する 11 日の法定休日は取除かないとされている。よって、日給、時給は次のように換算する。

日給：月給収入÷月間給与支払基礎日数

時給：月給収入÷（月間給与支払基礎日数×8 時間）。

月間給与支払基礎日数=（365 日-104 日）÷12 ヶ月=21.75 日

三、2000 年 3 月 17 日に労働保障部が発布した「従業員の一年間における平均就業時間と給与換算についての通知」（労社部発〔2000〕8 号）は同時に廃止する。

労働社会保障部
二〇〇八年一月三日

備考：

本通知の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2008-01/10/content_855099.htm

I 关于促进节约集约用地的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2008〕3号

【发布日期】2008-01-03

【提示】根据该通知：

- n 严格执行闲置土地处置政策。
 - 土地闲置满两年、依法应当无偿收回的（已经办理审批手续的非农业建设占用耕地、房地产开发用地），无偿收回；
 - 土地闲置满两年、不符合法定收回条件的，采取改变用途、等价置换、安排临时使用、纳入政府储备等途径及时处置；
 - 土地闲置满一年不满两年的，按出让或划拨土地价款的 20%征收土地闲置费。闲置土地特别是闲置房地产用地要征缴增值地价，国土资源部将会同有关部门研究制订具体办法。
- n 严格落实工业和经营性用地招标拍卖挂牌出让制度。工业用地和商业、旅游、娱乐、商品住宅等经营性用地（包括配套的办公、科研、培训等用地），以及同一宗土地有两个以上意向用地者的，必须实行招标拍卖挂牌等方式公开出让。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2008-01/07/content_851750.htm

I 关于修改《价格违法行为行政处罚规定》的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 515 号

【发布日期】2008-01-13

【实施日期】2008-01-13

【提示】该决定主要对《价格违法行为行政处罚规定》作了如下修改：

I 用地の節約と集約を促進することについての通知

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2008〕3号

【発布日】2008-01-03

【コメント】本通知によると次の通りである。

- n 遊休地措置政策を厳格に執行する。
 - 土地の遊休期間が 2 年以上で、法に基づき無償で収用すべき場合（すでに審査承認手続を済ませている非農業建設占用耕地、不動産開発用地）は、無償で収用する。
 - 土地の遊休期間が 2 年以上だが、法で定める収用条件に適合しない場合は、用途の変更、等価での置き換え、一時的使用の手配、政府備蓄に組み込むなどの方法によって遅滞なく措置を講じる。
 - 土地の遊休期間が 1 年以上 2 年未満の場合、払下または割当土地価格の 20%の基準にて土地遊休費用を賦課する。遊休土地、とりわけ遊休化した不動産用地について値上り部分の地価を賦課する場合、国土资源部がかかる部門と共同で研究したうえで具体的方法を制定する。
- n 工業および経営性用地の入札募集・競売・一般公開の方法による払下制度を厳格に実施する。工業用地および商業、観光、リラクゼーション、分譲住宅等の経営性用地（付随するオフィス、科学研究、訓練等の用地を含む）ならびに同一の敷地に 2 名以上の土地利用意向者がいる場合は、必ず入札募集・競売・一般公開といった方法により払下を公開して実施しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2008-01/07/content_851750.htm

I 「価格違法行為行政処罰規定」改正についての決定

【発布機関】国務院

【発布番号】国務院令 515 号

【発布日】2008-01-13

【施行日】2008-01-13

【コメント】本決定では主に「価格違法行為行政処罰規定」について次のような改正をしている。

加大处罚力度	<ul style="list-style-type: none"> n 提高了对价格违法行为的罚款额度； n 对违法行为情节严重，拒不改正的，扩大了公告的范围，而不同于在经营场所公告。
增加对行业协会的处罚	<ul style="list-style-type: none"> n 行业协会如果有组织经营者相互串通，操纵市场价格以及捏造、散布涨价信息哄抬价格等行为的，价格主管部门可以处 50 万元以下的罚款；情节严重的，社会团体登记管理机关可以依法撤销登记。
细化哄抬价格的表现形式	<ul style="list-style-type: none"> n 通过恶意囤积以及利用其他手段推动价格过高上涨的行为，属于哄抬价格； n “其他手段”的具体范围由国务院价格主管部门规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2008-01/13/content_857141.htm

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 国家税务总局负责人披露资源税、环境税等出台前景

针对资源税、环境税、物业税、燃油税等热点税种改革，国家税务总局地方税司最近进行了解答。

- n 资源税改革方案有望 2008 年公布，具体实施条例也将于 2008 年出台。目前国家税务总局正按照国务院的要求，对相关问题进行深入的研究论证，进一步完善改革方案。
- n 环境税研究工作已启动，目前环境税开征的具体方案还未确定。有关专家透露，产品存在潜在污染，或者直接排放污染物的企业，都可能成为政策征收的目标。
- n 物业税模拟评税试点范围正逐步扩大，计划 2008 年增加五个城市作为模拟评税试点。
- n 燃油税研究工作正在进行，但其出台尚没有时间表。

(摘自 2008 年 01 月 10 日中国人大网)

处罚的强化	<ul style="list-style-type: none"> n 价格违法行为に対する罰金額の引き上げ。 n 違法行為の情状が深刻であり、是正を拒むものについては、公告の範囲を拡大し、経営場所での公告に限らないとする。
業種協会に対する处罚の追加	<ul style="list-style-type: none"> n 業種協会において、もしも事業者の談合や、市場価格の操作および値上情報を捏造したり、ばらまくなど価格をつり上げる行為があった場合、価格主管部门は 50 万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、社会团体登記管理機關は法に基づき登記を抹消することができる。
価格つり上げの具体的な形態を明確化	<ul style="list-style-type: none"> n 悪意ある買占め、およびその他の手段を利用した価格上昇を促す行為は、価格つり上げ行為に該当する。 n 「その他の手段」の具体的な範囲は国务院価格主管部门が規定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2008-01/13/content_857141.htm

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

I 国家税務総局の責任者が資源税、環境税などの発布の見通しについて公表した

資源税、環境税、不動産税、燃料油税等の注目される租税の種類改革に照準を合わせ、国家税務総局地方税司は先頃、解答を行った。

- n 資源税の改革案は 2008 年に公布の見込みであり、具体的実施条例も 2008 年度中に公布される予定である。現在、国家税務総局は国务院の要求に基づき、かかる問題について深く掘り下げた研究と論証を行い、改革案をより完全なものへと整えている。
- n 環境税についての研究作業はすでに開始しているが、現在のところ、環境税の徴収開始にかかわる具体案はまだ確定していない。ある専門家が明かしたところでは、製品に潜在的汚染性がある場合、または直接に汚染物を廃棄する企業はいずれも当該政策の賦課対象となり得る。
- n 不動産税の賦課試行範囲は徐々に拡大しており、2008 年には 5 つの都市が新たに租税賦課試行範囲に追加される予定である。
- n 燃料油の研究作業は継続中であるが、具体的

な発布日はまだ未定である。

(2008年1月10日付の中国人大網ウェブサイトより
抜粋)

I 外商投资企业建立职工代表大会制度的若干问题

近段时间来,江苏省的外商投资企业经常问起,企业是否应当依照《江苏省企业民主管理条例》(江苏省人大常委会;2007年09月27日颁布;自2008年01月01日起施行)的规定建立职工代表大会制度。以下,律师根据中国现行有关法律法规和律师的实务经验,简要分析外商投资企业建立职工代表大会制度的若干问题。

n 现行法律法规对于外商投资企业建立职工代表大会制度的规定

目前,中国没有针对外商投资企业职工代表大会制度的专项法律法规,现行的外商投资企业的法律法规(例如,三资企业法及其实施细则或条例)也没有对建立职工代表大会制度的问题作出规定。对外商投资企业职工代表大会制度的规定,主要体现在以下几部法律中:

1. 《劳动法》的规定(第8条、第33条):

“劳动者依照法律规定,通过职工大会、职工代表大会或者其他形式,参与民主管理或者就保护劳动者合法权益与用人单位进行平等协商。”

“集体合同草案应当提交职工代表大会或者全体职工讨论通过。”

2. 《公司法》的规定(第18条):

“公司依照宪法和有关法律的规定,通过职工代表大会或者其他形式,实行民主管理。公司研究决定改制以及经营方面的重大问题、制定重要的规章制度时,应当听取公司工会的意见,并通过职工代表大会或者其他形式听取职工的意见和建议。”

3. 《劳动合同法》的规定(2008年01月01日起施行;第4条、第51条):

“用人单位在制定、修改或者决定有关劳动报酬、工作时间、休息休假、劳动安全卫生、保险福利、职工培训、劳动纪律以及劳动定额管理等直接涉及劳动者切身

I 外商投資企業が従業員代表大会制度を制定することについての幾つかの事項

近頃、江蘇省の外商投資企業からよく受ける質問に、企業は「江蘇省企業民主管理条例」(江蘇省人民代表大会常務委員会:2007年9月27日発布、2008年1月1日施行)の規定に基づき従業員代表大会制度を制定しなければならないのかというものがある。以下、筆者は中国の現行のかかる法律法規および筆者の実務経験に基づき、外商投資企業が従業員代表大会制度を制定することについての幾つかの事項を簡潔に分析する。

n 外商投資企業が従業員代表大会制度を制定することについての現行の法律法規での規定

現在、中国では外商投資企業の従業員代表大会制度に照準を合わせた個別の法律法規はなく、現行の外商投資企業の法律法規(たとえば、三資企業法およびその実施細則または条例)でも従業員代表大会制度を制定するという事項について規定は設けられていない。外商投資企業の従業員代表大会制度についての規定は、主に次に掲げる幾つかの法律の中で見られる。

1. 「労働法」の規定(第8条、第33条):

「労働者は法律の規定に従い、従業員大会、従業員代表大会またはその他の形式を通じて、民主的管理に参加するか、または労働者の合法的な権利を守ることに、事業主と平等な交渉を行う。」

「集団契約の草案は従業員代表大会または全従業員に渡し、討論され可決されなければならない。」

2. 「会社法」の規定(第18条):

「会社は憲法としかかる法律の規定に従い、従業員大会またはその他の形式を通じて、民主的管理を実施する。会社が検討した上で制度改革および経営上の重大な事項を決定したり、重要な規則制度を制定する場合、会社の工会の意見を聴取するとともに、従業員代表大会またはその他の形式を通じて従業員の意見と提案を聴取しなければならない。」

3. 「労働契約法」の規定(2008年1月1日より施行;第4条、第51条):

「事業主が労働報酬や就業時間、休憩休暇、労働安全衛生、保険福利、従業員の訓練、労働規律および労働ノルマ管理など直接に労働者の利益と密接にかかわる規則制度または

利益的规章制度或者重大事项时,应当经职工代表大会或者全体职工讨论,提出方案和意见,与工会或者职工代表平等协商确定。”

“集体合同草案应当提交职工代表大会或者全体职工讨论通过。”

对于前述法律规定, 律师理解:

1. 法律没有直接规定外商投资企业应当建立职工代表大会制度; 但是, 按照《公司法》和《劳动合同法》有关重大事项应提交“职工代表大会”、“全体职工”(通常表现为全体职工大会; 以下简称“全体职工大会”)或者“其他形式”讨论的规定, 外商投资企业负有建立“职工代表大会”、“全体职工大会”或者“其他形式”等民主管理制度的义务;
2. 对“其他形式”民主管理制度, 法律没有具体规定。但是, 一些地方已经通过地方性法规等形式作了规定。例如, 《江苏省企业民主管理条例》列举了“平等协商和集体合同、职工董事和职工监事、企业事务公开”等形式的民主管理制度;
3. 外商投资企业应当建立何种民主管理制度(例如, 建立职工代表大会制度, 还是建立全体职工大会制度), 以及建立民主管理制度的原则(例如, 由企业自主决定)、标准(例如, 企业人数达到多少时应当建立职工代表大会的形式)、职工代表大会的具体制度(例如, 职工代表大会的组成、职权、议事规程、代表产生程序)等, 法律和地方性的规定都没有明确规定, 有待后续完善。

因此, 严格按照法律法规, 结合律师的理解, 律师进一步认为:

1. 外商投资企业负有建立“职工代表大会”、“全体职工大会”或者“其他形式”等民主管理制度的义务;
2. 理论上, 外商投资企业并没有设立职工代表大会制度的强制性义务; 但是通常需要在“职工代表大会”、“全体职工大会”或者“其他形式”中选择建立适合企业的民主管理制度;

重大事項を制定、改定、あるいは決定する場合、従業員代表大会または全従業員により検討され、案と意見が出されたうえで、工会または従業員代表と平等に協議し確定しなければならない。」

「集団契約草案は従業員代表大会または全従業員に提出し討論のうえ可決されなければならない。」

前述の法律の規定について、筆者は次のように理解する。

1. 法律では外商投資企業が従業員代表大会制度を制定しなければならないとは直接には規定していない。ただし、「会社法」と「労働契約法」での重大な事項は「従業員代表大会」、「全従業員」(従業員全体大会の形式をとるのが一般的であり、以下「従業員全体大会」という)または「その他の形式」で討論するという規定に従うならば、外商投資企業は「従業員代表大会」、「従業員全体大会」または「その他の形式」等の民主的管理制度を制定する義務を負う。
2. 「その他の形式」の民主的管理制度について、法律では具体的には定められていない。ただし、一部の地域ではすでに地方性法規といった形式を通じて規定が設けられている。例を挙げるならば、「江苏省企業民主管理条例」では「平等な協議および集団契約、従業員董事と従業員監事、企業業務の公開」といった形式での民主的管理制度を列挙している。
3. 外商投資企業がいずれの民主的管理制度を制定しなければならないか(たとえば、従業員代表大会制度を制定するのか、それとも従業員全体大会制度を制定するのか)、民主的管理制度の原則の制定(たとえば、企業が自主的に決定するなど)、基準(たとえば、企業の人数がどれくらいに達したら従業員代表大会といった形式をとらなければならないか)、従業員代表大会の具体的な制度(たとえば、従業員代表大会の構成、職権、議事规程、代表の選出手続)などについては、法律および地方性規定では明確に定められておらず、引き続き法が整備されるのを待たねばならない。

したがって、法律法規に厳格に基づき、これらと筆者の理解とを合わせた場合、筆者は次のように判断する。

1. 外商投資企業は「従業員代表大会」、「従業員全体大会」または「その他の形式」での民主的管理制度を制定する義務を負う。
2. 理論上は、外商投資企業は従業員代表大会制度を設置する強制的な義務はないのだが、通常、「従業員代表大会」、「従業員全体大会」または「その他の形式」の中から企業に適した民主的管理制度を選択して制定しなければならない。

3. 即使外商投资企业已经建立、或准备建立职工代表大会制度,也难以在现行法律法规中找到职工代表大会制度内容的具体依据。
- n 职工代表大会制度、全体职工大会制度、工会制度的关系
1. 职工代表大会制度与职工大会制度的关系:
- 2 两者都是企业民主管理制度的表现形式;外商投资企业通常只需在两者之中任选其一,职工代表大会制度与职工大会制度通常不会并存;
- 2 如果外商投资企业职工人数较少,有条件直接召集全体职工参加会议以参与企业民主管理;那么可以建立全体职工大会,这样每个职工都可以参加会议,表达意见(理论上,全体职工大会制度是最为理想的民主管理制度);
- 2 如果外商投资企业职工人数较多,无法让每个职工都通过参加会议的方式来参与企业民主管理,那么有必要建立职工代表大会制度,选举职工代表“代表”全体职工参加会议,表达意见;
- 2 需要指出,对于职工人数较少和较多的标准,法律法规没有明确。律师注意到,一些地方性的法规设定了 100 人的区分标准,即,职工人数在 100 人以上的企业,要求建立职工代表大会制度;职工人数不足 100 人的企业,要求建立职工大会制度。
2. 职工代表大会制度与工会制度的关系:
- 2 两者都是企业民主管理制度的表现形式,且两者可以并存,通常认为工会是职工代表大会的工作机构。
- 2 与职工代表大会制度的法律体系相比,工会制度的法律体系目前已经较为完善。
- n 对于《江苏省企业民主管理条例》等地方性规定的理解
3. 外商投資企業が従業員代表大会制度をすでに制定しているか、またはその用意がある場合であっても、現行の法律法規の中からは従業員代表大会制度の内容の具体的な根拠を見つけることは難しい。
- n 従業員代表大会制度、従業員全体大会制度、工会制度の関係について
1. 従業員代表大会制度と従業員大会制度との関係:
- 2 両者はいずれも企業の民主的管理制度の実際の形式であり、外商投資企業は通常、両者の中からいずれか一つを選択しなければならず、従業員代表大会制度と従業員大会制度は、通常、並存することはない。
- 2 外商投資企業の従業員が人数が少なく、直接に全従業員を招集して会議に参加させることで企業の民主的管理に参加する条件があるならば、従業員全体大会を制定することができ、この場合、従業員一人一人が会議に参加し、意見を述べるができる。(理論上、従業員全体大会制度が最も理想的な民主的管理制度である。)
- 2 もしも外商投資企業の従業員の人数が多く、従業員一人一人が会議に参加する方式で企業の民主的管理に参加することができない場合、従業員代表大会制度を制定し、従業員代表を選出し、その従業員が全従業員を「代表」して会議に参加し、意見を述べるようにする必要がある。
- 2 指摘しなければならないこととして、従業員の人数が少ない場合と多い場合の基準については、法律法規では明確にされていない。だが、一部の地方性法規では、たとえば従業員の人数が 100 人以上の企業に対しては、従業員代表大会制度を制定するよう求め、一方、従業員の人数が 100 人に満たない企業に対しては、従業員大会制度を制定するよう求めるという具合に、100 人単位での基準が設定されていることがわかる。
2. 従業員代表大会制度と工会制度との関係:
- 2 両者はいずれも企業の民主的管理制度の実際の形式であり、しかも両者は並存することが可能で、通常、工会は従業員代表大会の実務機関であるとみなされる。
- 2 従業員代表大会制度の法律体系と比較した場合、工会制度の法律体系は現時点ですすでにある程度整備されている。
- n 「江苏省企業民主管理条例」等の地方性規定についての理解

《江苏省企业民主管理条例》明确规定，“企业应当建立职工代表大会制度”；“职工不足一百人的企业，可以召开全体职工大会行使本条例所列的职工代表大会的各项职权。”对前述规定，律师理解：

1. 《江苏省企业民主管理条例》要求企业建立职工代表大会制度的规定，并没有与现行法律法规相抵触，因此这一规定有效，并在江苏省境内发生法律效力。
2. 《江苏省企业民主管理条例》规定，“本省行政区域内的企业实行民主管理适用本条例”，因此江苏省的外商投资企业适用前述规定。
3. 从颁布时间来看，《江苏省企业民主管理条例》属于江苏省专门制定的与《劳动合同法》配套的规定。
4. 《江苏省企业民主管理条例》对外商投资企业建立职工代表大会制度的标准进行了明确规定（职工人数 100 人），并将职工代表大会制度规定为职工代表大会制度的一种特殊形式；而且，对职工代表大会的组成、职权、议事规程、代表产生程序等作了具体规定。律师认为，这些都是对《劳动合同法》等法律规定的有益补充，对职工代表大会的实践操作具有较强的指导意义。

因此律师认为，严格按照《江苏省企业民主管理条例》的规定，江苏省的外商投资企业负有建立职工代表大会制度（包括职工代表大会制度）的义务。

此外，据律师了解，广东省（《广东省厂务公开条例》）、上海市（《上海市非公有制企业职工（代表）大会工作规范》）、福建省（《福建省非公有制企业职工代表大会暂行规定》）、山东省（《山东省企业职工代表大会条例》）、北京市（《北京市企业民主管理及职工代表大会（暂行）办法》）、辽宁省（《辽宁省企业厂务公开规定》）等地，都颁布了有关职工代表大会制度或企业民主管理制度的专项地方性法规。需要指出的是：

1. 不同地方的地方性规定，表现形式和效力存在差异。例如，广东省、山东省以及辽宁省采用了地方性法规或规章的形式，效力相对较高；上海市、福建省以及北京市采用了地方规范性文件的形式，效力相对较低。

「江蘇省企業民主管理条例」では、「企業は従業員代表大会制度を制定しなければならない」、「従業員が百人に満たない企業は、従業員全体大会を開催し、本条にいう従業員代表大会の各種職権を行使することができる」と明確に定めている。前述の規定について、筆者は次のように考える。

1. 「江蘇省企業民主管理条例」で企業に対し従業員代表大会制度を制定するよう求める規定は、現行の法律法規に抵触するものではないため、この規定は有効であり、また江蘇省内で効力をもつ。
2. 「江蘇省企業民主管理条例」では「本省の行政区域内の企業が民主的管理を実施する場合は本条例を適用する」と定められているため、江蘇省の外商投資企業は前述の規定を適用することになる。
3. 発布の時期から見た場合、「江蘇省企業民主管理条例」は江蘇省が個別に制定した「労働契約法」に関連する規定である。
4. 「江蘇省企業民主管理条例」は外商投資企業が従業員代表大会制度を制定する基準について明確な規定を設けており（従業員数 100 人）、また従業員代表大会制度の特殊な形式であると規定している。また、従業員代表大会の構成、職権、議事規程、代表の選出手続について具体的な規定を設けている。筆者は、これらはいずれも「労働契約法」等の法律規定に対する有益な補充であり、従業員代表大会の実践での取扱について強い指導的意味合いをもつものであると考える。

以上から、「江蘇省企業民主管理条例」の規定に忠実に従って解釈するならば、江蘇省の外商投資企業は従業員代表大会制度（従業員代表大会制度含む）を制定する義務を負うものであると筆者は考える。

このほかに筆者が把握しているところでは、広東省（「広東省廠務公開条例」）、上海市（「上海市非公有制企業従業員（代表）大会作業規範」）、福建省（「福建省非公有制企業従業員代表大会暫定規定」）、山東省（「山東省企業従業員代表大会条例」）、北京市（「北京市企業民主管理および従業員代表大会（暫定）弁法」）、遼寧省（「遼寧省企業廠務公開条例」）等の地域で、いずれも従業員代表大会制度または企業民主管理制度についての個別の地方性法規が発布されている。指摘が必要なこととして、次の点が挙げられる。

1. 地方性規定は地域が異なれば、その実際の形式や効力に違いが生じる。たとえば、広東省、山東省、遼寧省では地方性法規または規則といった形式が採用されており、その効力はやや高いものであるが、上海市、福建省、北京市では地方規範性文書という形式が採用されており、その効力はやや低くなる。

2. 不同地方的地方性规定,对于建立职工代表大会制度的具体规定也存在差异。以采用地方性法规或规章形式的广东省、山东省以及辽宁省为例,仅山东省为外商投资企业设定建立职工代表大会制度的法定义务;而广东省和辽宁省并没有类似规定。

n 小结

从《劳动合同法》及其配套法规的立法趋势看,外商投资企业建立“职工代表大会”等民主管理制度是大势所趋。但是,在法律法规对于职工代表大会制度进行具体规范之前,不同地方对于外商投资企业建立职工代表大会制度的规定和操作差异,一定时间内会继续存在。目前,外商投资企业是否需要建立职工代表大会制度,主要取决于该地方的地方性规定、相关政府部门在实际操作中的执法尺度、以及企业的实际需求等。

备注:

查看相关法律规定全文,请点击以下网址:
中华人民共和国劳动合同法

http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2007-06/29/content_669394.htm

江苏省企业民主管理条例

<http://www.jsrd.gov.cn/jsrdportal/html/1/2267/28972.shtml>

(里兆律师事务所2008年01月11日整理编写)

2. 地方性规定是地域が異なれば、従業員代表大会制度を制定することについての具体的な規定にも違いが生じる。地方性法規または規則といった形式を採用する広東省、山東省、遼寧省を例にとると、山東省だけが外商投資企業に対し従業員代表大会制度を制定することの法定義務を設定しており、広東省と遼寧省では類似の規定はない。

n 結び

「労働契約法」およびその関連法規の立法の推移からみた場合、外商投資企業は「従業員代表大会」等の民主的管理制度を制定するというが大勢の赴くところである。ただし、法律法規によって従業員代表大会制度についての具体的な規範化が行われるまでは、地域によって外商投資企業が従業員代表大会制度を制定することについての規定と取扱において違いがあるという現象は、一定期間は存続するものと思われる。現在、外商投資企業が従業員代表大会制度を制定する必要があるかどうかについては、その地域の地方性規定、関係政府部門の実際の取扱における法執行の標準、ならびに企業の実際の需要の如何によって大方決まってくるものである。

備考:

関係する法律規定の全文をご覧になる場合は、以下のURLをクリックしてください。

「中華人民共和国労働契約法」

http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2007-06/29/content_669394.htm

「江蘇省企業民主管理条例」

<http://www.jsrd.gov.cn/jsrdportal/html/1/2267/28972.shtml>

(里兆法律事務所が2008年1月11日付で作成)